

一般社団法人島根県建築士会 マスター部会規程

(名称)

第1条 この部会は、一般社団法人島根県建築士会（以下「本会」という。）マスター部会という。

(目的)

第2条 この部会は、本会の目的に基づいて会員相互の技術の向上や親睦をはかり、社会との繋がりを深め、本会の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 この部会は、前条の目的を達成するため必要な各種の活動を行う。

(構成)

第4条 この部会は、本会の会員で原則満65歳以上の者により組織する。

2 この部会には、前条の活動を行うために小単位の部会（以下「小部会」という。）を設けることができる。

3 前項の小部会は、本会理事会の承認を得て設ける。

(役員)

第5条 この部会には、次の役員を置く。

部会長 1名 副部会長 若干名 幹事 若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、各小部会において幹事を選出し、幹事の互選により部会長及び副部会長を選任する。

(役員の職務)

第7条 部会長は、この部会を代表し、部会を運営する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは部会の会務を処理する。

3 役員は、幹事会を構成し、部会の運営をはかる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 会議は、幹事会とする。

(幹事会)

第10条 幹事会は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(経費の支弁)

第11条 この部会の経費は、必要の都度に部会員から徴収する。

2 前項による支弁が困難な場合は、本会からの支援を求めることができる。

3 前項の支援は、その都度本会会長が決定する。

(規程の変更)

第12条 この規程は、本会理事会の承認を得て変更することができる。

附則

この規程は、令和8年5月26日から施行する。